

君津中央病院企業団議会

平成22年9月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成22年9月24日をもって平成22年10月5日午後3時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 平野秀樹、3番 服部善郎、4番 岡部順一、5番 真板一郎
6番 武次治幸、9番 平野和夫、10番 露崎信夫、11番 福原孝彦、12番 山口幹雄

欠席議員

7番 小林新一、8番 鈴木幹雄

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 亀田陽一郎、総務課主幹 根本博之

3 説明のため出席した者は次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 鈴木征二、監査委員 福島隆光、病院長 鈴木紀彰、
事務局長 後藤秀一、事務局次長 安西一夫、事務局次長 鶴岡幸夫、事務局参事 吉堀正廣、
総務課長 山崎博史、医事課長 池田倫明、管財課長 高橋武一、財務課長 内山輝雄、
経営企画課長 齋藤久夫、副院長 田中 正、副院長 柴 光年、分院長 田中治実、
学校長 須田純夫、医務局長 氷見寿治、地域医療センター長 岡 陽一、看護局長 齋藤セツ子、
医療技術局長 土屋俊一

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・認定案第1号 平成21年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて
(補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第1号 未処分利益剰余金の処分について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・報告第1号 平成21年度資金不足比率の報告について

(午後3時00分開会)

<副議長>

皆さん、こんにちは。

本日、小林新一議長並びに鈴木幹雄議員がやむを得ぬ所用のため欠席でございます。

よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員数は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年9月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のごあいさつをお願いいたします。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

平成22年度も上半期6か月が過ぎたところでございますが、8月末の経営状況を申し上げますと、本院で約2億3,700万円、分院で570万円、企業団として2億4,300万円の黒字となっております。本院事業においては、1日平均の取り扱い患者数が入院部門で560人、外来部門で1,196人であり、年度の事業予定量の565人、1,350人には及びませんが、患者1人1日当たり診療収入、いわゆる診療単価が入院、外来ともに予定額を上回って、患者数の減少分を補っていることによります。このことは診療報酬改定の基本方針であります、重点課題の1つとなる救急、産科、小児、外科等の医療の再建と、重点課題の2つとなります病院勤務医の負担の軽減に対する評価の配分が病院にとって好影響を及ぼしていると考えています。

年度後半も引き続き、医療の質と安全の向上を図りながら、求められている地域における必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことを念頭に、健全経営を目指し、努めてまいります。

さて、本定例会では、平成21年度の決算認定案、未処分利益剰余金の処分案、条例の一部改正案の3件の議案、1件の報告を提出させていただいております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

<副議長>

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に印刷配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から平野秀樹議員並びに福原孝彦議員を指名します。

日程第3 議案の上程

<副議長>

日程第3、議案の上程を行います。

本日の上程の議案は3件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、認定案第1号 平成21年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについてでございます。

病院事業の事業量は、本分院合わせて入院延べ患者数21万4,986人、外来延べ患者数が37万7,670人でありまして、収支決算は本分院収益167億4,794万3,150円、本分院費用164億5,904万4,239円、経常利益2億8,889万8,911円でございます。これに看護師養成事業収支及び特別損益を加えまして、平成21年度決算は純利益2億9,185万4,108円でございます。監査委員の審査意見を添えまして、議会の認定に付すものでございます。

次に、議案第1号 未処分利益剰余金の処分についてでございますが、ただいま申し上げました決算の純利益、すなわち利益剰余金2億9,185万4,108円について、地方公営企業法に定めるところの法定積立金である減債積立金として1,460万円を積み立て、残額の2億7,725万4,108円を財政調整積立金として、病院事業の安定的運営、施設整備等のため、積み立てようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、引用する関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、報告第1号 資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度君津中央病院企業団病院事業資金不足比率計算書を調整しましたが、資金不足はございませんので、これを報告するものでございます。

以上、説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

<副議長>

提案理由の説明が終了しましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

認定第1号 平成21年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて及び議案第1号 未処分利益剰余金の処分については、関連性がございますので、一括議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

認定案第1号 平成21年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて、補足説明いたします。

資料につきましては、「君津中央病院企業団提出議案説明資料」と題しました、全部で4ページの資料をご覧いただきたいと思います。1ページから3ページまでが「平成21年度企業団病院事業会計決

算について」と題した資料となっておりますが、この資料によりましてご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

1の本分院事業決算の概要でございますが、平成21年度の決算は、表1の決算額Bの純損益の欄に記載のとおり、本院・学校事業では2億5,100万円の黒字、分院事業では4,000万円の黒字、企業団全体といたしましては2億9,100万円の黒字決算となっております。

前年度につきましては、C欄をご覧いただきたいと思いますが、企業団全体で2億6,000万円の赤字決算でしたので、その差につきましてはB-C欄に記載のとおり、5億5,200万円収支が改善し、赤字決算から黒字決算に転換したものです。

次に、収益と費用の状況につきまして、B-C欄で前年度と比較しながらご説明します。

まず、収益につきましては、企業団全体で前年度よりも12億800万円増となっております。その内訳は、本院事業収益が12億1,400万円増で、他の部分は若干の減となっております。次に、費用につきましては、企業団全体で6億5,600万円増となっております。その内訳を見ますと、本院事業費用7億4,600万円増であり、ほかの部分では合わせて9,000万円ほど減となっております。収益と費用との関係を見ますと、費用は前年度より6億5,600万円増加いたしました。収益が12億800万円増加して、収益の増加額のほうが大きかったために、前年度の赤字決算から黒字に転換することができたものと考えております。

なお、表2に過去5年間の決算状況を記載しておりますが、黒字決算は平成18年度以来3年ぶりとなっております。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

2の収益の状況でございますが、表3の前年度との比較B-Cの欄でご説明したいと思います。

本院の入院収益は、前年度よりも8億3,300万円増であり、外来収益につきましては2億6,700万円増で、この2つで合わせて11億円増となっております。先ほどご説明いたしました企業団収益の対前年度増12億円の大部分を占めております。

本院の入院・外来収益の増加要因につきましては、表4のほうでご説明したいと思います。

平成20年度と平成21年度の欄を見比べていただきたいと存じますが、1日平均患者数につきましては、入院、外来ともに大きな変動はありません。しかし、1人1日当たり診療額が大きく上昇しております。入院につきましては4万8,270円から5万2,591円へ上昇しておりまして、その差は4,321円でございます。外来につきましては、9,060円から9,697円へ上昇しておりますが、この差は637円です。

入院・外来収益の増は、主として診療単価の上昇によってもたらされたものと考えております。この要因につきましては、説明文の3行目から5行目のところにも記載してありますように、入院につきましては、第1に、診療報酬の請求にDPCという制度が導入されましたが、これにうまく対応したこと。第2といたしまして、手術や心臓カテーテル検査等の件数増によるものと考えております。また、外来につきましては、患者数が若干増となったこともありますが、診療単価の増につきましては化学療法を外来で実施する件数がふえたものによるものと考えております。

なお、表4のほうで、ここ数年の状況を見ますと、本院のほうは、黒字であった17、18年度は入院、外来ともに患者数が多く、入院につきましては590から580人台、外来につきましては1,400から1,500人台であったものが、平成19年度以降は入院550人台、外来1,300人台に減少しております。このために、18年度から20年度までの医業収益は、17年度の医業収益を下回る状態が続いておりました。医業収益は、入院・外来収益にその他の医業収益を加えたものですが、

この医業収益の低迷のために、19、20年度は赤字を計上したものと考えております。

しかし、21年度につきましては、先ほども申し上げましたが、前年度と比べて患者数に大きな変動はありませんでしたが、診療単価が大きく上昇したことにより収益が伸び、黒字に復帰することができたものと考えております。

なお、分院につきましては、外来患者数が20年度、21年度と前年度より減少しまして、それに伴いまして外来の収益も減少しておりますが、平成20年度の赤字を除きまして、他の年度は黒字となっております、基本的には黒字経営を続けておるところでございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

3の費用の状況でございますが、表5によりまして、本院事業費用の対前年度増7億4,600万円の主な内容についてご説明したいと思います。

本院事業費用で大きく増えておりますのは、医業費用のうちの給与費3億1,600万円増と、また同じく医業費用の材料費4億9,600万円増でありまして、本院事業費用のほかの部分では6,600万円ほどの減少となっております。

給与費で増えておりますのは、第1に、医師、看護師などの職員21名増に伴います給料及び手当の増でございます、給与増は6,200万円、手当の増は1,200万円となっております。第2に、研修医や臨時職員などの増に伴う賃金の増が1億1,200万円。第3に、共済組合負担金など法定福利費の増が1億1,400万円などでございます。

次に、材料費で増えておりますのは、第1に薬品費、これが7,300万円増でございますが、内容は、外来におきます抗がん剤の増などによるものでございます。第2に、診療材料費の増4億1,800万円でございますが、増えている大きなところでは、手術室や心臓カテーテル室関係の診療材料の増などがございます。これらは、先ほどご説明しました入院・外来の診療収入の増の理由にも関連しておるところでございます。

次に、4の資本金収入及び支出決算の状況について、ご説明いたします。

1から3まででは収益的収支についてご説明いたしましたけれども、平成21年度におきまして資本金の支出といたしまして表6のとおり、総額22億7,800万円を支出しております。

なお、資料の一部訂正をお願いいたします。表6の右側の欄の項目に「増減の主な内容」となっておりますが、「増減の」というのは削除していただきまして、単に「主な内容」としていただきたいと存じます。

建設改良費5億7,900万円でございますが、この主な内容は、新設ヘリポートの整備といたしまして8,200万円、本院、分院の医療機器、備品の整備といたしまして4億6,500万円、分院の駐車場の敷地の購入3,150万円などがございます。その他、企業債の償還、これには繰上償還も含まれますが、企業債の償還16億6,600万円など、総額22億7,800万円を支出しております。

平成21年度決算の概要は以上のとおりでございますが、詳細につきましては別冊の決算及び事業報告書、同じく別冊の決算説明資料に記載のとおりでございます。

なお、議案第1号 未処分利益剰余金の処分につきましては、企業長からの提案理由説明のとおりでございます、特に追加してご説明申し上げることはございません。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<副議長>

補足説明は終了しました。

続きまして、監査委員の審査意見を求めます。

鈴木征二監査委員。

<代表監査委員>

それでは、監査委員を代表して、私から監査意見を申し上げます。

別冊になっております、15ページになっております決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。

1ページでございますが、第1の審査の対象、第2の審査の期間、第3の審査の方法は、ご覧のとおりであります。

また、第4から始まります決算の概要につきましては、ただいま事務局からの説明がありましたとおりでありますので、監査意見書としては、単位千円でございますが、そのうち、見やすいような決算の数字をあらわしてあります。内容につきましては、説明を省略させていただきます。

9ページの第5、審査の結果についてをご説明いたします。

第1、1つ目が決算報告書及び決算関係書類でございますけれども、審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、平成22年3月31日現在における決算状況及び経営成績は適正に表示され、その目的に沿って運営されているものと認められました。

次から、事業の経営成績あるいは財務状況につきましては、決算書をご覧いただきたいと思います。これでは説明は特にいたしません。

12ページをお開きいただきたいと思います。

上に6、予算の執行・事務処理についてでございますが、これにつきましては、定期監査あるいは例月出納監査の結果なども踏まえまして、1つ、①とありますが、医師及び看護師の確保については引き続き努力していかなくてはいけないということが1つ目。それから、2つ、②が臨時職員についての規定を定める必要があるということ。3つ目は、病院正面の玄関前の混雑がありますので、この対策を検討しなければいけないでしょうということです。4つ目が、特別病室の利用料減免率の関係についてをしてあります。5つ目が契約関係、高額な物品及び備品の購入に当たっての事務処理方法について検討しなければいけないでしょうということです。

14ページをご覧いただきたいと思います。

8が事業全般の総括です。朗読させていただきます。

近年、多くの自治体病院において医療提供体制の維持が厳しい状況になっている中で、当企業団は、事業の健全な運営と地域住民の健康保持増進を図るため、経営組織挙げての取り組みをし、健全経営を維持している。

平成21年度においては、本院において5月から病床数を651床から661床へと10床増床し、受け入れ体制の充実を図り、さらにはドクターヘリの本格稼働による救命救急体制の強化に努めている。

また、関連大学との医師の派遣交渉や医師研究資金貸付制度の活用、看護師確保対策事業などを行い、医師6人と看護師23人を増員している。

収支については、外来患者の増加、7対1看護配置施設基準による入院基本料やDPCの活用、診療単価の増額などにより前年度と比べ増収となっている一方で、経費節減に努めた結果、2億9,185万円余りの純利益を上げている。

結び。

平成21年度は、医師及び看護師不足に伴う医療提供体制の維持が厳しい状況になっている中で、経営組織挙げての取り組みが行われ、医師及び看護師を増員し、3年ぶりに純利益となったことは大いに評価できる。

しかしながら、公立病院としての役割と使命である政策的医療を担い、不採算部門と言われる救急・高度医療や結核病床を運営していくためには、構成4市から適正な経費負担を求めるとともに、経済的、効率的な運営を追求し、より一層の経営改善に努める必要がある。

また、患者サービスの向上や医療提供体制の整備充実、経営環境の改善と効率性の追求に取り組んでいると認められるが、第2次3か年経営計画の実効性を確保し、当企業団の使命と役割を果たすことに期待するものであります。

以上で監査報告を終わります。

<副議長>

ご苦勞さまでした。

説明及び審査意見が終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

平野議員。

<2番 平野秀樹議員>

では、質疑をさせていただきたいんですが、議案第1号 未処分利益剰余金の処分についてでございます。

今、鈴木監査委員がおっしゃったとおり、公営の病院として、この中央病院というのは利益が出て、福山企業長初め、鈴木院長さん初め、努力のおかげで2億9,000万円、利益が出ております。また、ドクターヘリ、またドクター・看護師さんと増えて、大変立派な経営をしております。それは非常に評価するものであります。しかしながら、4市構成市で15億円の負担金、木更津市は5億8,000万円ですか、そのくらい負担しております。

ですから、これは決算でございますから、地方公営企業法施行令第24条の規定でおやりになって結構でございますが、今後、利益が出た場合でございますね、これはどうしたらいいかというと、私の意見を検討してほしいんですが、例えば「利益が出たから、全部返せ」と、そういうようなことは申しません。まあ、半額ぐらいお返しになっていただければ、非常に助かると。それで、あとの残りは、これはもちろん財政調整積立金で結構でございますし、また福利厚生にお使いになっても結構であると、私は思います。それでないと、インセンティブと申しますか、やはり努力のしがいがないと思いますので。

今回の決算、これは結構だと思いますが、今後は、企業長さんや病院長さん、皆さんのスタッフの努力でまた利益剰余金が出る可能性はたくさんあると思いますので、ぜひ、これを検討していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

<副議長>

答弁を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

ただいまの、今後多額の剰余金が出た場合の取り扱いのご質問にお答えしたいと思います。

基本的には、多額の負担金をいただきながら、多額の剰余金を出すということは、地域の住民の方のご理解を得るのは難しいものと考えております。

しかしながら、地方公営企業法では、利益が出た場合に一定額を積み立てるなど、適正な利益につきましては、むしろ奨励されているものと考えております。

ただいまのご質問に対しましては、どの程度までが適正であるかということに関しまして、4市とよく協議しながら、議員のご提案の半額程度というようなことも踏まえながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

<副議長>

平野議員。

<2番 平野秀樹議員>

よろしくご検討をお願い申し上げます。

以上でございます。

<副議長>

ほかに。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

毎回嫌がらせ言うんですけど、やっぱり人件費について、前は、総務課長に怒られたんですけど、60%は超えてないと。確かに、これで計算してみると59%何がしかですよ。そうすると、通例、病院の経営として、僕は、50%の人件費が出ると、その病院は危ないと、そう言われて、今まで、かねがね言われてきました。現に、共済会とか、そういうところを見ますと、みんな全部50%以下の人件費の割合になっております。そうしますと、今たとえ59%であろうと、一体この病院としては何%を目標にしているのか。要するに50%を切ればいいのか、あるいは本当に五十何%のところでおきたいのか、やっぱり長期に立つ、そういう目標を持たなきゃいけないと思うものですから、ひとつ人件費のことについて、どのぐらいが適正かということをお答えしていただきたいと思います。

それから、全員協議会で話題になりました、僕が問題提起した検査料のことですね、検査料のこと。確かに、その後、精査しましたが、うちは全部混ぜ込みにして35%引きなんですけど、ここでは45%で、そんなことはないだろうと言ったんですけど、これ、よく見ますと、45%引きは特殊な検査の検査ですね。要するに、この病院でできないような、試薬が高いんで、よそへ出したようなものについてやられる。それで、僕らがやっている、通例やっている検査については、ここの病院で検査をやっていますよね、やっていますよね。

だから、そうすると、やっぱり費用対効果の点から見て、この病院での検査代、かかる費用ですね、費用。それから、収益ですね、収益。それをやっぱり切り離して考えなきゃいけないというふうに考えたものですから、ひとつ費用対効果の面で、この病院に対しての検査に要する人員とか試薬とか、そういうものがありますね。そこから上がるそういう収益、それをひとつ、当然おわかりになるでしょうから、答えていただきたいと思います。

それから、なぜ検査のことについて、かねてから目をつけているかというといいますと、10年前にここに議員に初めに入ったときに、ある検査屋から、「中央病院には入れないよ。中央病院は値段を否定して、これで入札、相見積もりを出してこいと言われるんで、とてもじゃないけど、あそこはだめだ」と。そういうことがあったものですから、検査について、ここ数年ずっと見てたところ、今回のようなことが来たものですから、それで文句言った次第です。

それで、確かに、大手の会社に依頼をしていることがわかります。でも、その内容についてですね、特殊な検査であって、ふだん使われない、そういう検査の手は幾らでも値段が安くできるんですよね。実際問題として、そんな件数いらないわけだから。そして、その差額をもってパーセンテージはこれだけだというのは、ちょっといかなものかと思うものですから、その点を答えていただきたいと思いま

す。

それから、たとえいろいろな事情があるにしろ、外注する検査代が5,800万円ですか、5,800万円になっている。そうすると、入札の原則からして、1,000万円以上をもう当然超えているわけですから、当然入札をしなきゃいけないものを、何で随契で、何年も、何年も、ぐうたらぐうたらとやっているのか。やっぱり、その点はどうしたの理由をきちんと述べていただきたい。

それから、この病院にとっては、業者がいますけど、1対1ですよ、ほとんどの関係がね。ほかの病院は一体この検査の外注とかなんか、どうなっているか。やっぱり参考にすべきだと思うんで、やっぱりそういうことを調べたのかどうか、ほかの病院はどうだったのか、そういうこともひとつ含めて、検査については答えていただきたい。

その上で、僕がもし間違っているなら、謝りたいと思うものですから、ひとつ答えていただきたい。お願いします。

<副議長>

答弁を求めます。

山崎総務課長。

<総務課長>

人件費比率についてお答えしたいと思います。

21年度の人件費比率は58.7%ということで、60%を切った数字にはなりましたが、この求め方が医業収益に対する人件費比率ということになりますので、医業比率が、医業収益が上がれば当然、人件費比率は下がってまいります。

何%かというご指摘なんですけども、できれば、当然低いほうがいいに決まっているんですけども、50%台前半に努めて行きたいというふうに考えています。

<副議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

特殊な検査を委託する理由についてご説明いたします。

特殊な検査ですと、検査の機器等を購入しなければなりませんので、非常に効率が悪いということで、また検査試薬が無駄になってしまうということもありますので、そういった理由で、特殊な検査につきましては委託をしている状況でございます。

あと、随意契約の理由でございますけど、当院では、随意契約で530項目の複数単価契約をしております。随意契約の理由につきましては、検査結果の数値は、検査業者によりまして、同じ項目でも測定機器、検査試薬の違いにより、検査結果の単位、基準値が変わってくることがあります。診療上、経年的に検査の結果を求めることがありますから、たびたび特殊な検体検査の委託先を変更することは診療上支障があると考えております。

また、平成15年1月の開院時にオーダーリングシステムを構築した際に、現在の業者を選定いたしまして、検査部門システムを構築して、オーダーリングシステムと連動させております。このことから、業者を変更いたしますと、機器の撤去、設定・設置作業が必要となり、多額の費用、作業日数を要することになりまして、診療に支障を来すため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、入札には適さないため、随意契約としております。

他病院の状況でございますが、当院と同規模な病院、県内の病院ですけれども、確認しましたところ、両病院とも随意契約ということになっておりました。

以上でございます……。ええと、あと、当院のほうで検査試薬、人件費等幾らで、原価計算ということだと思いますけれど、ちょっと現在、算定しておりませんので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

<副議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

今、オーダーリングシステムを入れたんで、ずっと随契でやっていかなきゃいけないと、経年的な変化を診療上見るから、ほかの機器だと、また狂ってしまうからという、今、返答、返事があったんですけど、そうしたら、最初に入ったら、もうずうっとその業者が入って、要するに病院側として業者を選別する余地がないっていうことになるんですね。そういうふうに解釈してもいいですか。それじゃないとおかしいでしょう。

それからもう一つ。今、あなたは今、入札はほかの病院はやってないと言ったけど、入札をしてない、その病院、同程度の病院の名前を挙げていただきたい。きのう、横浜のほうに問い合わせたところ、共済会ではやっぱり入札をしてました。そうすると、じゃ、入札をしてないお仲間の病院を何者が挙げていただきたいと思います。

やっぱり、あくまでも原則は入札なんですよね。100万円、200万円、いいとは言いませんけど、やっぱり何千万円になってきたものが、しかも6,000万円に近くなって、何年も、この病院始まってからずっと随契でやってくる。これはちょっとおかしいんだと思うんですね。一般常識からして、おかしい。その理由がオーダーリングシステムがいけないからというなら、オーダーリングシステムに幾らかかって、ね、それは当然業者持ちになるんだから、別に病院側の腹は痛まないことだと思うんですけど、その点を教えてください。

それから、もうずっと、こういう費用対効果を言っているわけですよ。当然すぐ答えられないといけないと思うんですね。この病院でやっている検査システムが、人件費がどれだけで、試薬がどれだけ、そのために検査したら、これだけもうかったとか、ね。それで、もしもうかってないなら、外注にみんな出したら、僕も言っているように、35%もうけたらいいんだし。

そういうふうになると思うんで、ひとつ、その点はやっぱりきちんと答えられて、こういう議会で答えられないものはおかしいんじゃないかと思うんですね。今後、じゃ、質問要項についてはみんな一部始終やっていくようにしますよ、細かくね。それで出しますから、ひとつその点はよく考えてください。

それから例の、この前、君津の議員から問題になったように、コンサルタント、茨君を入れているわけですから、そのコンサルタントの役目は一体どうなのか。この前言ったように、DPCで確かにお役に立って、今ずっとその恩恵を受けている。だけど、例えば検査料のこととか、それから材料費ですね、いっぱい、いろいろ入れましたよね、機械器具を。そのときに、コンサルタントの意見を聞いたのかどうか。当然そこに入ってやらなきゃ、コンサルタントの役目をなさないわけですから、それを入れたのかどうか、やっぱりお答えしていただきたいと思います。いいですよ、お願いします。

<副議長>

答弁を求めます。

高橋管財課長。

<管財課長>

今後につきましては、永久的にやるわけには、もちろんいきませんので、契約方法、随契にするなり、入札するなり、競争が働くように、調査・研究してまいりたいと考えております。

もう一点、他病院の動向はどうかということで、どこの病院かと言われまして、松戸市立病院、旭中央病院でございます。

検査の委託についてアドバイザーの意見を取り入れたかというご質問でよろしいでしょうか。

<1番 石井 勝議員>

と、検査と、それから機械器具ですね、購入に当たって。

<管財課長>

検査の委託につきましては、アドバイザーからご指摘がございましたけど、ちょっと契約が済んでからでしたので、ちょっとその辺については取り入れることができませんでした。

あと、医療機械については、別な業者とコンサルを委託しております。

以上でございます。

<副議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

この病院でコンサルタントを雇って、金を払っているわけですから、当然このことについては、材料費についても、なぜかという、茨君はいろいろな病院に行っているんだし、どの病院に幾らで入っているかを、わかるわけですから、当然聞き合わせるのが当たり前のことじゃないかと思うんです。雇っている意味がないと思いますよね。やめさせたいなら、やめさせても構わないけど、雇っている意味がないなら、ちゃんと有効に活用したらいいんじゃないかと思うんですけど、やっぱりそういうときこそコンサルタントが必要なんじゃないですか。あなたの雇うコンサルタントはどういう人かわからないですけど、やっぱり全般的に見ていく人がいるんだから、その人をお願いして、やっぱり材料費についてもチェックしていただくと、ひとつそのように取り計らってくださいな。これは要望で結構です。

それから、また嫌がらせ言いますけど、例えばですね、今度の機械購入で、僕がいつも言っているように、少ない業者がぐるぐる、ぐるぐる回して、同じように入っていりゃ、それは談合だと言っていたんですよね。まさか、そういうときに、ある業者が、特定の業者にいっぱいいたものだから、その項目をほかの業者に回してやるようなことはありませんよね、一応。そんなことがあったら、おかしいですからね、それはね、官製談合になりますからね。そういうことはないように、ひとつ気をつけていくようにしてください。これも意見でいいですよ。答えたら、問題となりますから、はい。

<副議長>

ほかに質疑はございますか。

真板議員。

<5番 真板一郎議員>

21年度の剰余金2億九千百何がしか出ている。これは企業長初め職員皆さんの努力に評価するものであります。その主な原因がですね、DPCの活用や外来患者の増加によるものが多い。また、費用面では、経費の削減に努められた結果と認識します。

ただ、医業費の給与費及び経費の執行残が多額となっておりますので、その主な原因をまず伺いたいと思います。

それと2点目に、医師の確保については一生懸命取り組んでおられると思いますが、診療制限をしている診療科があるというふうに聞いておりますが、医療制限をしている診療科の現状とですね、医師確

保についての見通しについて伺いたいと思います。

以上。

<副議長>

答弁を求めます。

山崎総務課長。

<総務課長>

給与費の執行残というお話、まず1点目の質問だと思うんですけど、こちらは当初予算で想定した人数の所要人数を確保できなかった部分と、あと実際の管理職手当のカットとか、あるいは期末・勤勉手当、これは人事院勧告の例によりますけども、そういったもので減額したという状況でございます。

以上です。

<副議長>

内山財務課長。

<財務課長>

経費のほうの執行残ということで、ご説明申し上げます。

経費の中の、まず1点目は光熱水費、それが1,600万円ほど予算より、不用額が生じたことになります。それともう一点が委託費で4,600万円が主な費目でございます。

以上でございます。

<副議長>

池田医事課長。

<医事課長>

診療制限の状況につきましてですが、現在、診療制限している科といたしましては泌尿器科。それと、眼科につきましては、紹介患者のみということで初診を受け付けております。一応、制限の状況としては以上です。

<副議長>

真板議員。

<5番 真板一郎議員>

給与費がですね、当初予算から見ると多額に執行残が出るということは考えられないわけですが、医師の確保ができなかったというふうに認識しますが、何人分ぐらい、何人採用する予定だったのが確保が得られなかったのか、その辺もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、委託料が四千数百万円、光熱水費が1,600万円とか、こういう数字をまとめましたが、委託費がですね、それだけ執行残で残るということは、当初予算の当初見込みがちょっと甘かったのか、その辺いかがなものか、お聞きしたいと思います。

<副議長>

答弁を求めます。

山崎総務課長。

<総務課長>

予算との差額ということで、医師が——先ほど診療制限等のお話がありました泌尿器科の医師等、そういった人数の確保ということもありまして、金額としては多くなっておりますけども、人数としましては、他の診療科の医師を入れたということもありまして、総枠では人数的には変わらないんですけど、ただ、その分臨時パートという対応しましたので、いわゆる常勤職員の医師の確保ができなかった

ということです。

<副議長>

内山財務課長。

<財務課長>

経費の中の光熱水費の減でございますけども、これについては、原油の高騰、そういったことで電気、ガスの単価が下がっております。それに伴い、予算はその当時のものを使用しておりますので、その差によりまして、差が出たということになります。

あと委託費の関係でございますが、委託費の関係の中の、大きいところでは建物の運営管理費ということで、院内清掃、これが一番大きく、これは入札による入札金額の減といったところで、予定した金額よりも少ない執行ですね、といったところが大きいところでございます。あとは保守関係の見直し、仕様書の見直し等で節減に努めたといったところで、予算の不用額が生じたといった状況でございます。以上でございます。

<副議長>

真板議員。

<5番 真板一郎議員>

説明でよくわかりました。診療制限についてはですね、やはり地域の総合病院として、診療制限のないように、ひとつ医師の確保について今後とも努力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

<副議長>

ほかに質疑はございませんか。

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

認定第1号についての質疑を行います。

医業費用ということで、給与費についてお尋ねをしたいと思いますけれども、企業長初め医師、事務員の給与についてですね、他の公立病院または他の公的な機関と比較した場合、平成21年度決算に当たってどのようにとらえているのか、お尋ねしたいと思います。

<副議長>

答弁を求めます。

山寄総務課長。

<総務課長>

職員の給与費ということで、公立病院関係の年鑑等がございまして、そういった中では、総務省が発行しているんですけども、そういったものを基準にしますと、ほぼ同じであると。ただ、その年鑑のほうを見ますと、やっぱり都市部のほうが高くなっているという状況でございます。また、県立病院や千葉県内ほかの病院と比べても、県立病院は少し高目なんですけど、ほかの病院と比べても、ほぼ同じ状況でございます。

以上です。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

すべての職員、医師の給与を私はわかるわけありませんけれども、事務系の方を参考にしますとです

ね、4市の行政職よりも給料が安いというような話も若干聞くわけですね。その点について、やはり事務系だけをとらえれば、やはり当然プロパーや派遣的な行政職もいるわけですが、その点についてですね、やはり志気が落ちないように、それなりの給与・手当を出すというのもやはり必要ではないかと思いますが、そのとらえ方。21年度決算が終わったわけですが、今回は人件費については58.7%という数字が出ておりますけれども、やはり志気を低下させないための方策を、21年度決算が終わった時点で、どのように次の年度に反映しようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

<副議長>

答弁を求めます。

山崎総務課長。

<総務課長>

今後とも、構成4市の状況等も踏まえまして、適正な給与ということを設定していきたいと思っております。

以上です。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

例えば行政職ですが、それは例えば年代ごとにですね、平均給与額は当然比較はすぐできると思うんで、そういったものについてはやはり常時把握していらっしゃるって、次年度に向けてですね、そういう給与費の面について対策とか傾向とかをやはり考えていらっしゃるのでしょうか。

<副議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

予算を作成するに当たりまして、給与費は重要な案件ですので、給与費は、あと年齢との関係もございまして、そういったことも踏まえて、給与表に基づいたものを、適正な額を支給するという方向で今臨んでおります。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

例えばですね、役職で、当然、中央病院にも課長職、次長職おられますけども、そういった方々をですね、4市の同じ行政職の課長や次長職と比べた場合、どのように差があるのか、その辺を把握していらっしゃるでしょうか。

<副議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

主に違いますのが地域手当でございます。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

細かいことを聞いて大変申しわけありませんが、地域手当だけでしょうか。金額的に、例えば平均的にほぼですね、就職してから、例えば20年、25年、30年という形で、それぞれ年代、そんなに所

得金額は変わらないというふうに思うんですけども、その手当だけですか、差が発生するのは。基本的な差額は発生しませんか。

<副議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

給料表における基本給そのものは同じでございますが、4市と比較し低いところは今言った地域手当とか管理職手当あるいは昇任、昇格ですね、そういったポジションで違ってまいります。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

そうしますと、例えば55歳で課長や次長がですね、4市の同じ課長職や次長職と比べた場合、21年度決算はもう終えたわけですけども、そういった面から、やはり中央病院、比較的大変な仕事をしていらっしゃるというふうに私は感じる部分があるんですけども、そういった中でやはり職員の志気というものは、ある意味では給与に反映される部分もあると思うんですね。その辺をやはり担当の総務課長等がですね、やはりきちんと他市の状況を把握しながら、うちの職員はある程度、給料これだけ報酬として支払うので頑張ってくれとか、逆にですね、プライドというものが出てくるような給与体系でなければいけないというふうに思うんですけど、その辺はやはりしっかりと状況を把握していないと、例えば同じ年代の4市の次長職と比べた場合、これは完全に比較ができるわけですよ、年代的にも。そういった中で年収で格差があった場合、やはり志気にかなり反映するんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、その辺はやはり、担当課長としてはその辺はやっぱり十分に認識した上でですね、適正な人件費になるわけですけども、今回は剰余金処分でそれなりの金額がある程度出ているわけですよ。払うべきものは払って、仕事はやはりやってもらうものはやってもらうという姿勢にしていけないと、利益が出たのであれば、それを職員に還元する、医師に還元するということも、やはりある程度なければいけないというふうに思うわけですね。ただ、長年赤字的な部分が多かったわけですから、その辺は微妙な部分があるかと思いますが、やはり職員の志気というものがまず一番大事じゃないかというふうに思うんですね。

職員の志気っていうのはイコール……、当然看護師や医師も含めてですね、特に企業長は大変でしょうけど、やっぱりトップとして皆さんの志気を上げるために、やはりそういうものが反映されないと、例えば接客一つにしてもですね、やはり違ってきちゃうんじゃないかなと感じるものがありますので、ぜひともその辺はですね、決算終わりましたけれども、次年度に向けて、やっぱり慎重に検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

<副議長>

ほかに質疑はございませんか。

岡部議員。

<4番 岡部順一議員>

では、私のほうからも少し発言をさせていただきたいと思いますが、先ほど監査委員のほうから報告がございましたとおり、2億9,185万円という余剰が出たことに対しては、率直に評価をさせていただきたいと思います。

その上でですけれども、今回、21年度については、医師の方を6名、看護師さんを23名増員したということで、当然ここにはコストがかかったわけですが、ただ、外来の診療はですね、六千数百増えておりますので、そういう面では患者さんにとっては非常にありがたい医師の増だろうというふうに思っております。

そこですら、今後についても、監査委員のほうから意見がございましたように、医師と看護師をですね、安定的な確保、さらには増員をしていくという、こういう計画的なものをやっていくべきだという、こういう意見もございました。ぜひですね、患者さんの待ち時間、これもいろいろな調整の仕方があると思いますけど、待ち時間。さらにはですね、いろいろな手術等々での手術待ちの期間。こうしたものも十分考慮し、患者さんのことを思えばですね、コストという面もありますが、できる限り対応できる範囲の中で医師、それから看護師をきちんと増員していただきたい。これは要望をしておきます。

それから1点ですね、看護師の養成事業について、これも以前少しお話をさせていただきましたが、4市で1億2,000万円を超える負担をし、そして優秀な看護師さんを育てていただこう、こういうことで今実施されているもので、私は、やはりこの機関はですね、この君津中央病院に100%入っていただきたい、こういう思いが強いわけでございます。

そうしたことを考えますとですね、若干、当院以外のところにも就職されております。まあ、これはこれとして、この中央病院がその責任とですね、全体の中を、医療関係を指導していくという意味では、これはこれとして評価される部分もあるんでしょうが、できる限りですね、この君津中央病院にいい看護師さん、優秀な看護師さんが勉強されて入ってくるようにですね、定数をですね、35人という1学年ありますけども、今はそれを少し考慮しながら40名、41名で運用されているということもお聞きをしております。ぜひ定数をもう少しふやすということに努力をしていただきたいと思います。

あわせて、優秀な看護師さん、研修、要するに勉強していただくわけですが、現在の施設を見てみますと、非常に老朽化の進んだ、いずれにしても早期に改修なり改善が必要な環境にあるというふうに思います。

今回、余剰が出たということでございますが、今後、いろいろなコストの計算等々も行いながらですね、取り組んでいかれると思いますが、ぜひですね、看護師さんの養成環境、こういったものを改善に向けて今後ですね、早期な対応をお願いをいたします。これも要請にしておきます。

それから、議案のですね、2点目ですけども、この余剰金の取り扱いについては、提案されている、財政調整基金として積み上げるという、これについては、これですね、私もこういうもので今年度行くことが当然だろうというふうに思っています。これはもう既に2次の3か年計画の中でですね、23年度まではこれで行こうと、余剰が出ても、今後の負担に備えるという、こういうことで計画を組まれておりますので、23年度まではですね、これを進めていくべきだろうというふうに思っています。ただし、これがですね、余剰が来年、再来年と非常に増えてきた場合については、負担の金額についてですね、少し調整する必要があるのかなと思っています。

ただ、この監査委員の意見書を見ると、本来4市が負担されるという項目については、若干の不足が生じているという、若干じゃない、相当に不足があるという、こういうふうに意見書が出ておりますので、その辺のところを、市の負担する項目というものをですね、きちんと、既にもう整理されておりますけども、これをですね、変更する必要があるればですね、これは運営委員会等で十分議論をしていただき、また、この議会の中で審議する必要があるのかなというふうに思っています。これは私の意見ですが、以上です。

<副議長>

ほかに質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

質疑ないようですので、質疑終結と認め、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

認定案第1号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

認定案第1号 平成21年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

続いて、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決めることに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようですので、質疑終結と認め、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決めることに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、報告第1号 平成21年資金不足比率の報告について、事務局の報告を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

報告第1号 資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度君津中央病院企業団病院事業資金不足比率計算書でございます。

流動負債8億2,460万9,317円に対し、流動資産5億274万8,539円であり、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足はなく、したがって、資金不足比率はございません。

以上、ご報告申し上げます。

<副議長>

報告は終了しました。

以上で議案の全部を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつをしたいと思います。

日ごろはですね、4市の皆さんには本当にいろいろと、病院運営に関しまして大変お世話になっております。これはもう長年そういうことで、いろいろご負担いただいているお金も大きいわけでございます。きょうはまた、議会の後、先生方はお疲れのところ、きょうはいろいろとご審議いただきまして、ありがとうございます。きょうは認定案第1号あるいは2議案お認めいただきまして、大変ありがとうございました。各先生方からいろいろと、今後の参考にさせていただく、大変いろいろなご意見をちょうだいいたしました。そういうことで、今後もですね、4市のために、公立病院として十分果たせるように、いろいろな仕事をご満足いただけるようにやっていこうと、こういうふうに考えております。

先ほど、診療体制の問題もいろいろご意見いただきました。いつもですね、本当に、ご不満のないようにやっていきたいと思いますが、なかなか人手の問題とか、あるいは各科の診療体制の問題とか、ございまして、なかなか十分というところまで行かないのが非常に病院長以下職員みんな感じているところでございます。また、いろいろ病院経営に関しましても、石井先生もいろいろとご意見いただきました。また、福原先生からもですね、職員の待遇に関しまして、いろいろご意見いただきました。おかげさまで21年度は大変いい結果に終わりました。

また、22年度は診療報酬改定があったわけでございますけども、0.19%というプラス改正だったんですが、当院にとりまして、特に救急医療とか周産期医療その他、当院にとっては比較的プラス要因が多かった、こういうふうに考えておりますので、今後もよろしいんではないかなと、こういうふうに考えておりますが、先ほど21年度の剰余金についていろいろご意見いただきましたが、今までずっとマイナス改正で来ておったもので、本当に4市からの負担金の助けをかりてやってまいりましたが、この際ですね、地域医療の崩壊という言葉の後の、まだ医師もですね、全国で2万4,000人ぐらい足りないというような厚生労働省の発表もございます。そういうことで、当院に関しましても、今後、職員が減ることのないように、職場環境のいい状態を保てるように、そしてより一層の高い医療が皆さんに提供できますように、そして職員が減ることなくやっていくということが大変大事なかと、こういうふうに思います。

そういうことで、いろいろ剰余金に関しましては、そういう点でいろいろ、いい方向にですね、将来、病院の将来を考えて、いろいろと考えて使用していくという考え方もあるかなと思いますし、また、将来的にはですね、4市からの負担金の問題もございますので、4市の財政も大変ご苦労だと思いますので、それも十分考えていかねばならないということはもう十分考えております。そういうもろもろのですね、きょうは大変ご意見いただきました。

それから、先ほど岡部先生から看護学校の問題をおっしゃっていただいたんですが、大変うれしく存じました。というのは、この病院が平成15年にスタートしたわけでございますけど、そのときに千葉県から全域、それから神奈川県にわたって看護師の募集に私ですね、全部歩きました。そのときに、当院の看護学校が一番ぼろだということを、そのとき初めて気がつきまして、いや、これはもう、その時点でですね、何とかしなきゃいけないなと、こういうふうに感じたんですけども、いずれにしても、看護師さんの確保のためにも、いろいろいい看護学校を用意せねばならないということもありまして、

どうぞまた先生方にいろいろご協力いただけたらと、こういうふうを考えております。

その他、高齢化社会でありますので、老健施設の問題もございますし、考えていくと切りがないんですけれども、今後とも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうも本当にありがとうございました。

<副議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後4時18分閉会)